

# 「北京+20」に向けて —アジア・太平洋地域レビュー等 について

内閣府男女共同参画局総務課



## 国内レビュー報告書



## 国内レビュー報告書

UNWomenのガイダンスノートに従い、主として2009年以降の日本国内の取組状況について報告。

- ◆ 国内レビュー報告書は、
  - 第1部: 1995年以降の成果と課題の概観的分析
  - 第2部: 2009年以降の北京行動綱領の重大問題領域における進捗
  - 第3部: データ及び統計
  - 第4部: 新たな優先事項により作成。
- ◆ 2回にわたる「聞く会」でのパネルディスカッションも踏まえ、UNWomenに提出。



## 国内レビュー報告書

- ◆ 第1部及び第2部では、我が国の2009年以降の動きについて、法令、制度改正を中心として報告。
  - 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定など、基本的な施策の方向性を報告。
  - 12の重大問題領域ごとに、法律改正等を報告。
- ◆ 第3部では、2013年の国連統計委員会で合意した統計指標に対する取組状況について報告。
- ◆ 第4部では、新たな優先事項の検討に資するよう、日本の最近の取組（女性の活躍推進、自然災害からの復旧・復興）について報告。
- ◆ 別紙として、「聞く会」における、新たな優先事項の提案に関するご議論について、その概要を報告。



# ESCAP アジア・太平洋地域レビュー

## ESCAP: 北京+20地域レビュー



**男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア・太平洋会合  
(Asian and Pacific Conference on Gender Equality and Women's Empowerment)**

- ◆ 平成24年11月17日(月)～20日(木)まで、バンコクで開催。
  - 11月17日(月)、18日(火)高級実務者会合
  - 11月19日(水)、20日(木)大臣会合
  
  - 11月14日(金)～16日(日)市民社会フォーラム
- ◆ 47の国及び地域、NGO等の代表が参加。750名程度
- ◆ 日本からは、橋本ヒロ子CSW日本代表及び政府職員等(内閣府、外務省、JICA)から参加。



## 11月17日(月)、18日(火) 高級実務者会議

日時	概要
17日(月)	アジア・太平洋(AP)地域北京宣言・北京行動綱領の進捗・課題に関するレビュー ➢ ASEAN事務局より調査結果の報告及び議論
	AP地域北京+20レビュー成果文書案の検討(~18日まで)
18日(火)	ICT、電子政府及び女性のエンパワーメントに関する特別セッション



## 11月19日(水)、20日(木) 閣僚級会議

日時	概要
19日(水)	男女共同参画及び女性のエンパワーメント達成における課題対処に向けた未来志向の政策及びポスト2015時代における北京宣言・北京行動綱領の実施を加速化する機会に関するレビュー ➢ 橋本代表より演説
20日(木)	北京宣言・北京行動綱領の実施加速化に関する閣僚級円卓会議
	女性に対する暴力に関する特別セッション
	閣僚宣言の採択

## 閣僚級会議



【オープニング(若い女性からのメッセージ)】



【橋本代表による演説】



【北京宣言・北京行動綱領の実施を加速化する機会に関するレビュー】

## 特別セッション

【女性に対する暴力に関する特別セッション】



## サイドイベント

【女性の経済参画に関するパネル】





## 北京+20レビュー ESCAP事務局報告(概要)

AP地域の各国の実施状況調査を踏まえ、ESCAPとしての北京+20レビューを作成。

- 成果として、男女共同参画に係る政策、立法、行動計画の強化・策定、女性及び女兒に対する暴力の撤廃、女性の指導的地位・政治への参加の推進。
- 主要課題として、男女共同参画及び女性のエンパワメントに関する規範的な枠組み・組織の脆弱性。
- 12の重大問題領域については、経済的地位、教育、健康、権力、人権、メディア、環境において成果と継続する課題を認識。
- 優先領域として、公的・政治における女性の関与、女性の経済的エンパワメント、女性及び女兒に対する暴力の撤廃を認識。
- 男女共同参画及び女性のエンパワメントの成果を実現するため、総合的な規範の枠組、ジェンダーに関する意識、能力形成、協力・協調、資源、説明責任が必要であることを認識。



## 閣僚宣言(概要)

- ◆ 北京宣言、行動綱領の完全かつ効果的な実施を再確認し、残された課題、新たな課題に対処。
- ◆ あらゆる形態の差別を非難し、行動を強化し、複合的な差別に傾注。
- ◆ 女性のエンパワメント、女性の地位向上を可能とする環境の創造へ関与。
- ◆ 立法、計画、政策、事業、予算を伸長し、強化し、実施。
- ◆ 12の重大問題領域に関する成果及び課題を評価。
- ◆ 2015年以後の時代における取組として、機構の強化、財政の増加、説明責任を促進、強力なパートナーシップの形成、地域協力の強化を行う。